質問にお答えします

過重労働に関する法規制は？

問 大手広告代理店の新入社員の過労自殺が、昨年、大きく報道されましたが「過労死白書」とか捜査を行う「かとく」とは何ですか？

また、過重労働に関する法規制はないのですか？

答

■過労死等防止対策白書

政府は、昨年10月、過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年度の「過労死等防止対策白書」を閣議決定しました（Meihoku平成28年11月号参照）。平成26年に成立・施行された過労死等防止対策推進法の第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。

※「過労死等」とは？

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいう。

■「脳・心臓疾患」251件、「精神障害」472件の支給決定

全国の労働基準監督署で支給決定した脳・心臓疾患に係る労災請求事案は、平成19年に392件と最多となり、平成27年度は251件（うち96件が死亡）。愛知は20件。

精神障害に係るものは平成26年度が497件と最多となり、平成27年度は472件（うち93人が未遂を含む自殺）。愛知は10件。

■月の残業100時間以上が11・9％

企業約1万社、労働者約2万人を対象に厚生労働省が実施したアンケートをもとに、1年で残業が一番多い正社員労働者（フルタイム）の月間時間外労働時間の企業の割合の数字です（回答数1610社）。

「過労死との因果関係が強いライン」とされている月間残業時間80時間以上の割合は、全体では22・7％となります。このうち、月間100時間を超える残業がある企業が、11・9％です。月に100時間以上とは、週休2日なら、1日あたり5時間の残業です。睡眠時間が削られます。

■法規制の執行強化

厚生労働省は、月の時間外・休日労働が80時間を超える事業場（年間約2万社）に対する監督指導の実施や、監督指導捜査体制の強化として東京、大阪にある過重労働撲滅特別対策班（通称「かとく」）を本省にも新設し、全国の労働局に過重労働特別監督管理官を新設など、取組を強化しています。

■命より大事な仕事はありません

大手広告代理店で過労自殺したとして、昨年、労災認定された新入社員の遺族の言葉です。25年前にも、入社2年目の社員が過労自殺しているこの会社では、労働環境改革本部の設置や過重労働問題担当の専従役員の配置などの取組みを行っていますが、健康に働くことができる職場を築くことができるでしょうか？

■法規制の動き

大手広告代理店では時間外労働に係る労使協定（36協定）の特別協定時間を超えて残業させていたとして、昨年11月に東京本社と、愛知、大阪、京都の各支店に対して、「かとく」のメンバーら労働基準監督官が強制捜査を行いました。

例えば、月に100時間の労使協定の限度時間を超えて110時間の残業を行わせていれば労基法違反となりますが、110時間の労使協定を締結して届けていれば、違反とはなりません。現在の労基法には残業の規制がありませんので、窓口指導はあっても、110時間の労使協定も可能であり、実質青天井と言われるところです。働き方改革の一環として、罰則付きで残業の上限規制をする法改正が検討されていますが、顧客の要求にどこまでも応える仕事の在り方も見直す必要がありそうです。